



2025年1月17日

各 位

会社名株式会社ライスカレー  
代表者名代表取締役 大久保 遼  
(コード：195A、東証グロース市場)  
問合せ先取締役経営管理本部長 森岡 祐平  
(TEL. 03-6684-2373)

### 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の消却及び発行に関するお知らせ

当社は、2025年1月17日開催の当社取締役会において、下記のとおり新株予約権を消却すること及び会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、付与対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであり、付与対象者である当社取締役は特別利害関係者にあたるため、取締役会の議決には加わっておりません。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件が設定されております。そのため、本新株予約権の付与対象者は株価が行使価額の30%を超えて下落した場合、既存株主の皆様と同様の株価変動リスクを共有することとなります。株価下落時に一定の責任が発生することで、株価下落を招く企業活動を抑制し、新株予約権本来の効果である継続的な当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、株価条件の発動水準を前提株価（行使価額）の30%とした理由といたしましては、割当先である当社の取締役や従業員が当社の業績拡大および企業価値の増大を目指しながら、上場来の高値からの下落幅も考慮した結果、プレッシャーを意識する適切な水準が現時点の株価の概ね30%程度であると判断したためであります。さらに、本新株予約権は行使時に当社または当社関係会社の取締役または従業員であるこ

とを要するような在籍条件を付しておりません。これは、本新株予約権の行使が義務付けられる状況になった場合においても、本新株予約権を付与する取締役または従業員について、既に退職または退任しているときも行使義務を免れることができず、長期間において当社の企業価値及び株価水準の向上に寄与する制度設計としているためです。

また、当社は2022年に第5回新株予約権を、2023年に第7回新株予約権を発行しておりますが、株価の下落に伴い、当初期待したインセンティブ効果を期待できないことから、今回の発行は、第5回及び第7回新株予約権を消滅させ、その対象者である取締役及び従業員にも発行を行うものであります。本件により、潜在株式による株式価値の希釈化のリスクを抑えながらより一層の従業員のコミットメントを引き出し、長期的に既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約2.46%に相当しますが、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

- ・ 第5回新株予約権

- 新株予約権の割当日：2022年2月4日

- 新株予約権の発行総数：4,000個

- 新株予約権の目的である株式の種類と数：普通株式 40,000株

- 新株予約権の行使価額：1,109円

- 取得する新株予約権の予定数：2,200個

- 新株予約権の取得価格：無償

- 消却する新株予約権の予定数：2,200個

- ・ 第7回新株予約権

- 新株予約権の割当日：2023年3月31日

- 新株予約権の発行総数：4,600個

- 新株予約権の目的である株式の種類と数：普通株式 46,000株

- 新株予約権の行使価額：2,128円

- 取得する新株予約権の予定数：4,300個

- 新株予約権の取得価格：無償

- 消却する新株予約権の予定数：4,300個

## II. 新株予約権の発行要項

### 第8回新株予約権発行要項

#### 1. 新株予約権の数

730 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 73,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定したものである。

#### 3. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2025 年 2 月 10 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）に 117% を乗じた価格（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年2月10日から2035年2月9日までとする（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。

#### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但

し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2025 年 2 月 10 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年2月10日

9. 申込期日

2025年1月23日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数(注)

当社取締役	1名	400個
当社従業員	6名	330個
うち 従業員	1名	140個
従業員	1名	60個
従業員	2名	各40個
従業員	1名	30個
従業員	1名	20個

(注) なお、当社取締役 大南洋右に400個を割当てますが、当該取締役が当社グループの事業領域全般を統括管理し、当社グループの業績及び株価の向上についてより重責を負うこと、現時点で保有している株式を消滅させ、発行を行うものでありますの

で、本件により潜在株式による株式価値の希釈化のリスクを抑えながらより一層のコミットメントを引き出せるものと認識しております。また、新株予約権の行使により取得した当社株式は、原則として中長期保有する方針です。

さらに、従業員に対する付与数についても、各該当者の管掌領域、業績及び株価の向上に係る貢献度、現時点で保有する株式数を勘案し、割当てを行っております。また、取締役と同様に、一部既存で保有する株式を消滅させ、発行を行うものでありますので、本件により潜在株式による株式価値の希釈化のリスクを抑えながら、より一層のコミットメントを引き出せるものと認識しております。

以上